

改定対象			ゴールドポイントマーケティング クレジットカード会員規約		
条・項番	改定前	改定後			
第25条	<p>第25条（会員資格の取消し）1. 会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合または会社が会員として適格ではないと認めた場合は、通知・催告等を行うことなく会員の会員資格を取消することができるものとします。①カードの申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 ②本規約のいずれかに違反した場合 ③カードご利用代金等の会社に対する債務の履行を怠った場合 ④換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審と会社が判断した場合 ⑤カード発行日から2 ヶ月以内にお支払い口座の設定手続きを完了しない場合 ⑥法令に定める本人確認手続きに応じていただけない場合 ⑦会員が、前条第1項および第2項の各号のいずれかに該当した場合 ⑧カード年会費をお支払いいただけない場合 ⑨会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合 ⑩第29条第5項に該当した場合 ⑪会員が、会社から2枚以上のカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合 2. 会員は、会員資格を取消されたときは、すみやかにカードその他会社から貸与された物品を会社に返還していただきます。3. 会社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行います。また、会社は、加盟店その他業務委託先（以下「加盟店等」といいます。）を通じて、会員に対して、カードの返還を求められることができるものとし、会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて会社にカードを返還していただきます。4. 会員資格が取消された場合において、本規約にもとづく会社に対する債務があるときは、会員は直ちに債務の全額を履行するものとします。ただし、カードショッピングのうち支払区分をリボルビング払いまたは分割払い・2回払い・ボーナス一括払いとした債務については、前条により期限の利益を喪失した場合は除き、会員資格取消し後においても、本規約の定めるところにより債務を履行するものとします。</p>	<p>第25条（会員資格の取消し）1. 会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合または会社が会員として適格ではないと認めた場合は、通知・催告等を行うことなく会員の会員資格を取消することができるものとします。①カードの申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合 ②本規約のいずれかに違反した場合 ③カードご利用代金等の会社に対する債務の履行を怠った場合 ④換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審と会社が判断した場合 ⑤カード発行日から2 ヶ月以内にお支払い口座の設定手続きを完了しない場合 ⑥法令に定める本人確認手続きに応じていただけない場合 ⑦会員が、前条第1項および第2項の各号のいずれかに該当した場合 ⑧カード年会費をお支払いいただけない場合 ⑨会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合 ⑩第29条第5項に該当した場合 ⑪会員が、会社から2枚以上のカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合 ⑫会員が自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(1)から(5)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(1)暴力、威嚇、脅迫、強要等(2)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他他人格を攻撃する言動(3)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(4)長時間にわたる拘束(電話によるものを含む。)、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求(5)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 2. 会員は、会員資格を取消されたときは、すみやかにカードその他会社から貸与された物品を会社に返還していただきます。3. 会社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行います。また、会社は、加盟店その他業務委託先（以下「加盟店等」といいます。）を通じて、会員に対して、カードの返還を求められることができるものとし、会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて会社にカードを返還していただきます。4. 会員資格が取消された場合において、本規約にもとづく会社に対する債務があるときは、会員は直ちに債務の全額を履行するものとします。ただし、カードショッピングのうち支払区分をリボルビング払いまたは分割払い・2回払い・ボーナス一括払いとした債務については、前条により期限の利益を喪失した場合は除き、会員資格取消し後においても、本規約の定めるところにより債務を履行するものとします。</p>			
第29条	<p>第29条（反社会的勢力に関する条項）1. 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成員の構成員を含む）が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）②暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金のなつかりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）⑧(1)上記①～⑦に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図るもの、(2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められるもの、(3)不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有するもの、(4)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの ⑨その他上記①～⑧に準ずるもの 2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①～④に準ずる行為 3. 会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。4. 会社は、会員が本条第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、または本規約にもとづくクレジットカード利用を停止することができるものとします。この場合には、会員は、会社に異議を申立てないものとします。5. 会員が第1項のいずれかに該当し、第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく確約に虚偽が判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合において、会社が会員として適格ではないと認めた場合は、通知・催告等を行うことなく直ちに会員の会員資格を取消することができるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。6. 前項の規定の適用により、会社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合には、会員は当該損害等について会社に請求をしないものとします。7. 第5項の規定にもとづき会員資格が取消された場合でも、会社に対する債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。</p>	<p>第29条（反社会的勢力に関する条項）1. 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成員の構成員を含む）が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）②暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金のなつかりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）⑧(1)上記①～⑦に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます。）の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図るもの、(2)暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められるもの、(3)不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有するもの、(4)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの ⑨テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者 ⑩その他上記①～⑧に準ずるもの 2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他上記①～④に準ずる行為 3. 会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。4. 会社は、会員が本条第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、または本規約にもとづくクレジットカード利用を停止することができるものとします。この場合には、会員は、会社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないことに対し、会社に異議を申立てないものとします。5. 会員が第1項のいずれかに該当する場合、または第2項のいずれかに該当する行為を行っている場合、または第1項の規定にもとづく確約に虚偽が判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合において、会社が会員として適格ではないと認めた場合は、通知・催告等を行うことなく直ちに会員の会員資格を取消することができるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失い、会社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。6. 前項の規定の適用により、会社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合には、会員は当該損害等について会社に請求をしないものとします。7. 第5項の規定にもとづき会員資格が取消された場合でも、会社に対する債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。</p>			
改定対象			ヨドバシカメラ ゴールドポイントカードご利用規程		
条・項番	改定前	改定後			
名称	ヨドバシカメラ ゴールドポイントカードご利用規定	ヨドバシカメラ ゴールドポイントカードご利用規程			
第3条	<p>3. 会員には、特典として商品ご購入時に、ヨドバシ特価に応じて（還元）ポイントを提供し会員口座に振込みます。ただし充当ポイントにポイントは還元されません。（還元）ポイント特典は、代引きお買上げ、お振込み等による販売、および値引きのある場合には、適用されません。又、ヨドバシ特価が小額で（還元）ポイントが1ポイント未満の場合は切り捨てさせていただきます。会員口座に振込まれた（還元）ポイントは、その後カードをご提示いただきますと、1ポイント＝1円で物品との引換え又は、お支払の一部に充当することができます。又、口座に蓄えておくことも出来ますので、ご利用方法を販売員にお申付けください。カードをご提示いただきお買上げ登録をすすと、レシートには、会員口座の残高を『ポイント残高』として表示いたします。又、ご購入時以外のポイントの残高照会は、カードをご提示のうえ販売員にお申付けください。</p>	<p>3. 会員には、特典として商品ご購入時に、ヨドバシ特価に応じて（還元）ポイントを提供し会員口座に振込みます。ただし充当ポイントにポイントは還元されません。（還元）ポイント特典は、代引きお買上げ、お振込み等による販売、および値引きのある場合には、適用されません。又、ヨドバシ特価が小額で（還元）ポイントが1ポイント未満の場合は<b>繰り上げ</b>させていただきます。会員口座に振込まれた（還元）ポイントは、その後カードをご提示いただきますと、1ポイント＝1円で物品との引換え又は、お支払の一部に充当することができます。又、口座に蓄えておくことも出来ますので、ご利用方法を販売員にお申付けください。カードをご提示いただきお買上げ登録をすすと、レシートには、会員口座の残高を『ポイント残高』として表示いたします。又、ご購入時以外のポイントの残高照会は、カードをご提示のうえ販売員にお申付けください。</p>			
改定対象			個人情報の利用等に関する同意事項		
条・項番	改定前	改定後			
第10条	<p>第10条（責任者の設置） 会社は、個人情報の取扱いに関する責任者として、個人情報保護管理責任者を設置するものとします。 個人情報保護管理責任者 内部管理室 室長</p>	<p>第10条（責任者の設置） 会社は、個人情報の取扱いに関する責任者として、個人情報保護管理責任者を設置するものとします。 個人情報保護管理責任者 <b>業務統括部 部長</b></p>			